

3 屋外広告物監視員設置要綱  
屋外広告物監視員服務要綱  
みやぎ違反広告物除却  
サポーター制度要綱

## 屋外広告物監視員設置要綱

(設置)

第1条 屋外広告物の取締り及び監視を強化するため土木事務所に屋外広告物監視員（以下「監視員」という。）を置く。

(任命)

第2条 監視員は次の条件に該当する者のうちから知事が任命する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者
  - (2) 県の一般職の職員と同等以上の知識能力を有し屋外広告物事務に理解を有する者
- (監視員の身分)

第3条 監視員の身分は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(職務)

第4条 監視員は、当該土木事務所の所管区域内の屋外広告物に関し、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 屋外広告物が屋外広告物法、屋外広告物条例、その他関係の法令等の規定に基づく処分若しくは条件が遵守されているかどうかを確認すること。
- (2) 前号に規定する法令等に違反している者又は違反するおそれのある者を発見したときは所属長に連絡し、その指示を受けること。
- (3) 前2号に規定するもののほか屋外広告物の取締り及び監視に関し特に命ぜられたこと。

(身分証明書)

第5条 監視員は、その身分を示す身分証明書（様式第1号）を携帯し、かつ腕章（様式第2号）を着用し関係人の請求があったときは、身分証明書を提示しなければならない。

(宣誓書の提出)

第6条 監視員として任命された者は、宣誓書を知事に提出しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第7条 監視員の報酬は、予算の範囲内で別に定める。

2 費用弁償は、行政職2級の職にある一般職の職員が支給される旅費に相当する額を支給することができる。

第8条 この要綱に定めるもののほか服務に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年12月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

第 号	
身分証明書	
住 所	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は屋外広告物監視員であることを証明する。	
年 月 日	
宮城県知事	印

大きさ 縦 9 cm / 横 6 cm

屋外広告物監視員設置要綱抜すい
(職務)
第 4 条 監視員は、当該土木事務所の所管区域内の屋外広告物に関し、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
(1) 屋外広告物が屋外広告物法、屋外広告物条例、その他関係の法令等の規定に基づく処分若しくは条件が遵守されているかどうかを確認すること。
(2) 前号に規定する法令等に違反している者又は違反するおそれのある者を発見したときは所属長に連絡し、その指示を受けること。
(3) 前 2 号に規定するもののほか屋外広告物の取締り及び監視に関し特に命ぜられたこと。

様式第 2 号

屋 外 広 告 物 監 視 員  
宮 城 県

- |   |      |    |       |
|---|------|----|-------|
| 1 | 布地の色 | 青  |       |
| 2 | 文字の色 | 黄  |       |
| 3 | 大きさ  | 長さ | 40 cm |
|   |      | 巾  | 10 cm |

## 屋外広告物監視員服務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか屋外広告物監視員（以下「監視員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「所属長」とは、当該監視員の所属する土木事務所の長をいう。

(職務上の命令に従う義務)

第3条 監視員は、その職務を遂行するに当たっては法令等の定めるところに従い、かつ所属長の命令に忠実に従わなければならない。

(秘密を守る義務)

第4条 監視員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、所属長の許可を受けなければならない。

(職務に専念する義務)

第5条 監視員は職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(身分証明書等)

第6条 身分証明書は、土木部都市計画課長（以下「都市計画課長」という。）が身分証明書交付台帳（様式第1号）に登載し監視員に交付するものとする。

2 身分証明書を亡失し、又は汚損したため再交付を受けようとするときは、身分証明書再交付申請書（様式第2号）により所属長を経由して都市計画課長に提出しなければならない。

3 監視員でなくなったときは、速やかに身分証明書及び腕章その他交付した物品を返還しなければならない。

(勤務日)

第7条 監視員の勤務日は1週間のうち4日間とする。

(勤務時間)

第8条 監視員の勤務時間は、1日につき7時間15分とし、別に定めるところにより所属長が割り振るものとする。

(欠勤、遅刻、早退及び休務)

第9条 監視員は欠勤し、遅刻し、早退し又は休務しようとするときは、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

(出勤)

第10条 監視員は、定刻まで出勤し、直ちに出勤簿に押印しその日の職務について所属長から指示を受けなければならない。ただし、あらかじめ所属長から指示又は承認を受けた場合は、この限りでない。

(職務)

第11条 監視員は、屋外広告物の取締り及び監視義務に従事するものとし、所属土木事務所の所管区域内の屋外広告物を巡視し、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 屋外広告物法及び屋外広告物条例並びにその他の関係法令（以下「屋外広告物関係法令」という。）に違反して屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置等の行為（以下「表示等」という。）をし又はしようとしている者に対し違法行為であることを認識させ、当該違法行為の中止を勧告し、直ちに土木事務所に出頭するよう指導すること。

(2) 屋外広告物関係法令の規定に基づく許可を受け表示等がなされているものについては屋外広告物関係法令及び当該許可処分に係る条件が遵守されているかを確認すること。

(3) 前号に規定する確認行為のうち屋外広告物について次に掲げる事実行為の確認をとくに厳密に行うこと。

イ 破損及び老朽等により公衆に危害を与えるおそれがないか。

ロ 著しく汚染し退色し、又は塗料等のはく離したものがないか。

ハ 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げていないか。

ニ 道路交通の安全を阻害するおそれはないか。

ホ 許可処分と異なる場所に表示等を行っていないか。

ヘ 電力柱、電信電話柱、街路灯柱及び軌道柱にはり紙、はり札又は立看板を表示していないか。

ト 道路敷内に立看板を表示していないか。

チ 知事の許可を受けずに広告物件を変更し、又は改造していないか。

リ 許可期間をこえているものがないか。

(4) 知事が必要と認め、広告物又は広告物を掲出する物件の存する土地若しくは建物に立ち入り検査を命じた場合の検査

(5) 屋外広告物条例に明らかに違反して表示されているはり紙、はり札等、立看板等及び広告旗の除却。

(復命)

第 12 条 監視員は、巡視を完了して帰庁したときは、緊急に処理を要する事項について速やかにその概要を所属長に報告しなければならない。

(天候不良等による勤務)

第 13 条 所属長は、監視員の勤務日が天候不良その他不可抗力等の事情により、監視員が所管区域を巡視することが不可能又は困難であると認めるとき、その他必要があると認めるときは、所属土木事務所において内勤させることができる。

2 前項の規定は、監視員が所管区域を巡視中同項と同様の事情となったときも同様とする。

(日誌及び月報)

第 14 条 監視員は、当該勤務終了後、毎日勤務中の状況その他の所定の事項を日誌（様式第 3 号）に記載し上司に報告しなければならない。

2 監視員は、月ごとの監視の実績を月報（様式第 4 号）に記載し、監視した月の翌月 10 日までに上司に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

身分証明書交付台帳

番号	交付 年月日	再交付（返納）		屋外広告物監視員		取扱 者名	摘要
		番号	年月日	所属土木事務所名	氏名		

身分証明書再交付申請書

宮城県知事		所 属	土木事務所
殿		職氏名	屋外広告物監視員
			氏名 印
番号	交付年月日		亡失（汚損）年月日
亡失 （汚損理由）			
摘 要			



(表)

日 誌

屋外広告物監視員

検 印	所 長		次 長		行 政 課 長			係 長		班 員	
年 月 日				曜 日		天 候					
指示者		職 名				氏 名					
指示事項											

(裏)

	巡視地域	巡視状況	同左に対する措置
勤務 状況			

(表)  
屋外広告物監視員監視月報

年	月分	監視日数	日
---	----	------	---

宮城県 土木事務所 監視員名

点検確認・指導等の項目	実績 (件数)	特記事項
1 違反広告物の確認件数	件	
禁止地域	件	
許可地域で不許可	件	
不許可変更・改造	件	
禁止物件	件	
禁止広告物	件	
その他	件	
2 簡易除却物件数	件	
はり紙	件	
はり札等	件	
立看板等	件	
広告旗	件	

(裏)

点検確認・指導等の項目	実績（件数）	特記事項
3 是正指導件数	件	
口頭	件	
文書	件	
4 工事完了確認件数	件	
5 その他	件	
備 考		

## みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、違反広告物の除却を推進し、もって良好な景観を形成し、及び風致を維持することを目的として、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条4項の規定による土木事務所長又は土木事務所地域事務所長（以下「所長」という。）の委任を受けて、宮城県屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例16号。以下「条例」という。）に違反するはり紙（以下「違反はり紙」という。）の除却を行うみやぎ違反広告物除却サポーター（以下「除却サポーター」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(除却推進団体の認定)

第2条 所長は、違反はり紙を除却しようとする団体（その構成員（満20歳以上に限る。以下同じ。）数が3人以上であるものに限る。）で、違反はり紙の除却を行うことが適当であると認めるものを違反広告物除却推進団体（以下「除却推進団体」という。）として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、違反広告物除却推進団体申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付して、活動しようとする地域を所管する所長に提出しなければならない。

- (1) 構成員の名簿（様式第2号）
- (2) 活動計画書（様式第3号）
- (3) その所長が必要と認める書類

(認定書の交付等)

第3条 所長は、前条第2項により申請団体から申請書が提出された場合において、同条第1項の規定による認定をしたときは、当該申請団体に対し違反広告物除却推進団体認定書（様式第4号。以下「認定書」という。）を交付するものとする。

2 前条第1項の規定による認定の期間は、前項の認定書の交付の日から2年以内とする。ただし、所長が適当と認めるときは、これを更新することができる。

(変更等の届出)

第4条 除却推進団体は、申請書又は添付書類に記載された事項に変更が生じたときは、所長に違反広告物除却推進団体認定変更届出書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 除却推進団体は、その活動を廃止したときは、所長に違反広告物除却推進団体活動廃止届出書（様式第6号）を提出しなければならない。

(認定の取消し)

第5条 所長は、除却推進団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第2条第1項の認定を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 構成員が3人未満になったとき。
- (3) 除却推進団体としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他除却推進団体が違反はり紙の除却を行うことが適当でなくなったと所長が認めるとき。

(除却サポーター)

第6条 所長は、除却推進団体の構成員で各号の要件のいずれかを満たす者に対し、除却サポーターとして法第7条第4項の規定による簡易除却の権限（はり紙に係るものに限る。）を委任することができる。

できる。

(1) 所長が開催する簡易除却に関する講習会等を受講した者

(2) その他所長が前号と同等以上の知識を有すると認める者

2 前項に定める委任の期間は、2年以内とする。ただし、所長が適当と認めるときは、これを更新することができる。

3 所長は、第1項に定める委任を行ったときは、除却サポーターにみやぎ違反広告物除却サポーター証明書（様式第7号。以下「証明書」という。）及び腕章を交付するものとする。

（除却対象）

第7条 除却サポーターが除却できる広告物は、条例第3条各号に掲げる物件に表示されている違反はり紙とする。ただし、次に掲げる広告物は、この限りでない。

(1) 政党、政治団体、労働団体その他団体又は個人が政治活動又は労働運動のために表示するもの

(2) 町内会行事の開催のために表示するものその他非営利目的のもの

（遵守事項）

第8条 除却サポーターは、次に掲げる事項を遵守して除却活動を行わなければならない。

(1) 証明書を携帯し、腕章を着用すること。

(2) 2人以上で活動を行うこと。

(3) 日没後の除却活動は避けること。

(4) 違反はり紙が除却対象であるか疑義が生じた場合等は、所長の指示を受けること。

(5) 関係法令及び所長の指示に従うこと。

（委任の取消し）

第9条 所長は、除却サポーターとしてふさわしくない行為があったと認めるときは、当該除却サポーターに対する委任を取り消すことができる。

2 第5条の規定により認定を取り消された除却推進団体に係る除却サポーターは、当該認定の取消しにより委任を取り消されたものとみなす。

（証明書等の返還）

第10条 除却サポーターは、委任期間が満了したとき、委任を取り消されたとき又は活動を廃止したときは、証明書及び腕章を所長に返還しなければならない。ただし、委任期間満了後に更新をした場合の腕章については、この限りでない。

（報告）

第11条 除却推進団体の代表者は、除却活動報告書（様式第8号）を、9月末日及び3月15日までに所長に提出しなければならない。

（実施細目）

第12条 この要綱に定めるもののほか、除却サポーターの設置等に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

違反広告物除却推進団体認定申請書（新規・更新）

年 月 日

宮城県 事務所長 殿

団体名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

下記のとおり除却推進団体の認定を受けたいので、みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱第 2 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 除却活動場所	宮城県 市・町・村
2 構成員の人数	人
3 活動期間	年 月 日まで
4 添付書類	(1) 構成員の名簿（様式第 2 号） (2) 活動計画書（様式第 3 号） (3) その他
備考	

（注意）

- 1 申請窓口は、活動場所を所管する土木事務所行政班又は土木事務所地域事務所行政班です。
- 2 除却推進団体として認定されるためには、満 20 歳以上の構成員が 3 人以上必要です。
- 3 実際に除却活動を行うには、団体としての認定のほか、講習会を受講し、構成員が除却サポーターとしての委任を受ける必要があります。

違反広告物除却推進団体構成員名簿

団体名： \_\_\_\_\_

( 枚目 / 枚中)

No	氏名 （フリガナ）	連絡先（住所・電話番号）	生年月日	備考
1	(代表者)	住所 電話		
2		住所 電話		
3		住所 電話		
4		住所 電話		
5		住所 電話		
6		住所 電話		
7		住所 電話		
8		住所 電話		
9		住所 電話		
10		住所 電話		
11		住所 電話		
12		住所 電話		
13		住所 電話		
14		住所 電話		
15		住所 電話		



活動計画書

団体名：\_\_\_\_\_

連絡先	氏名			
	電話		Fax	
	E-mail			
除却活動予定日及び時間	次のとおり除却を行う予定です。(□にチェックを入れる。) <input type="checkbox"/> 毎月第 曜日 午前・午後 : ~午前・午後 : <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 午前・午後 : ~午前・午後 : <input type="checkbox"/> 毎日 午前・午後 : ~午前・午後 : <input type="checkbox"/> その他			
主な活動場所	市・町・村			
除却活動の内容及び方法				
備考				

〇〇〇第 号  
年 月 日

団体名  
代表者氏名 様

宮城県 事務所長

### 違反広告物除却推進団体認定書

年 月 日付けで申請のありました違反広告物除却推進団体の認定について、みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱第2条第1項の規定により、下記のとおり認定します。

#### 記

- 1 除却推進団体名
- 2 代表者氏名
- 3 活動期間 年 月 日から 年 月 日までの間
- 4 活動場所 市町村内
- 5 構成員数 人

(担当)宮城県	事務所行政班
電話:	
FAX:	
E-mail:	

〇〇〇第 号  
年 月 日

団体名  
代表者氏名 様

宮城県 事務所長

### 違反広告物除却推進団体更新認定書

年 月 日付けで申請のありました違反広告物除却推進団体の更新認定について、みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり認定します。

#### 記

- 1 除却推進団体名
- 2 代表者氏名
- 3 活動期間 年 月 日から 年 月 日までの間
- 4 活動場所 市町村内
- 5 構成員数 人

(担当)宮城県	事務所行政班
電話:	
FAX:	
E-mail:	

違反広告物除却推進団体認定変更届出書

年 月 日

宮城県

事務所長 殿

団体名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で認定書の交付のありました違反広告物除却推進団体の認定事項について下記のとおり変更がありましたので、みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱第 4 条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
備 考			

(注意)

- 1 申請窓口は、認定申請を行った場所と同じ土木事務所行政班又は土木事務所地域事務所行政班です。
- 2 変更事項が添付書類の場合は、添付書類を添付してください。

違反広告物除却推進団体活動廃止届出書

年 月 日

宮城県

事務所長 殿

団体名 : \_\_\_\_\_

代表者氏名 : \_\_\_\_\_

住所 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で認定書の交付のありました宮城県違反広告物除却推進団体の活動を廃止しましたので、みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱第 4 条第 2 項の規定により、届け出ます。

記

1 除却活動場所	宮城県 市・町・村
2 構成員の人数	人
3 活動廃止年月日	年 月 日
備考	

(注意) 除却サポーターに交付した証明書及び腕章を返却してください。

(表)

宮城県〇土 年第 号		
みやぎ違反広告物除却サポーター証明書		
氏名		
生年月日		
<p>この者は、みやぎ違反広告物サポーター制度要綱第6条第1項の規定によるみやぎ違反広告物除却サポーターとして、屋外広告物法第7条第4項の規定により、違反はり紙の除却を委任された者であることを証する。</p>		
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日	
宮城県		事務所長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

9センチメートル

9センチメートル

(裏)

みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱 (抄)	
(遵守事項)	
第8条 除却サポーターは、次に掲げる事項を遵守して除却活動を行わなければならない。	
(1) 証明書を携帯し、腕章を着用すること。	
(2) 2人以上で活動を行うこと。	
(3) 日没後の除却活動は避けること。	
(4) 違反はり紙が除却対象であるか疑義が生じた場合等は、土木事務所長又は土木事務所地域事務所長の指示を受けること。	
(5) 関係法令及び土木事務所長又は土木事務所地域事務所長の指示に従うこと。	
[〇〇事務所の連絡先]	
〇〇〇〇事務所行政班 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

9センチメートル

9センチメートル

除却活動報告書

年 月 日

宮城県 事務所長 殿

団体名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

次のとおり違反はり紙を除却しましたので、みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱第 11 条の規定により、報告します。

記

活動期間： \_\_\_\_\_ 年 月 日 ～ \_\_\_\_\_ 年 月 日

回	活動日時	除却場所	除却枚数	参加人数	備考
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	

回	日時	除却場所	除却枚数	参加人数	備考
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	合計	—	枚	人	